

伊勢物語伝本の研究——定家本の成立をめぐる

山 田 清 市

(一)

今日、伊勢物語の伝本中、主流的位置を占めるのは、百二十五段の章段、二百九首の和歌を有する定家本である。その定家本も現在では、それぞれ成立年時を異にする十種にのぼる系統の存在が知られるに至っている。その中、建仁二年書写本系統と、近時、新たに出現、紹介した伝二条為家筆本の根源本第五系統<sup>(1)</sup>は、その章段数においては百二十五段の形態を持ち、定家の奥書を記載する定家本であるにかかわらず、左のごとき他の定家本系統には存在しない、

(A) いつはりにおもふものからいまさら

たかまことをかわれはたのまん

(B) いつこまておくりはしつと人とは

あかぬわかれのなみたかはまて

という和歌を建仁二年本は(A)歌の二首、伝二条為家筆本は(B)歌の方の一首を保有するのである。このことは定家本中、今日のところ最も成立年時の早い建仁二年本成立の段階では、二百十一首の和歌が記載されていたが、次の伝二条為家筆本に至って一首減じて二百十首となり、更に次の根源本第一系統を始めとする以下の定家本に至って、更に一首減じて、二百九首になったことを証し得たのである。<sup>(2)</sup>以後、定家本は百二十五段、二百九首として定着し、改変されることなくあったという定家本定立に至るまでの経緯を伝二条為家筆本の出現はさながら提示してくれたのであった。事実、これまでの経過においても、従来、古本系と呼称された百二十五段本の形態を有する古本系第一類中の承久本は、その後定家の奥書を持つ書本の出現によって定家本たることが裏づけられ、更に古本系第二類の唯一の証本、伝慈鎮筆本は本文内部の検証によって、定家本中の武田本の一様であることを証し得たのであった。<sup>(3)</sup>かくて百二十五段、二百九首の定家本と同一の形態、内容を有する書本は、定家本の一様であろうことが、強く考えられるに至ったのである。

思うに定家における伊勢物語の書写当初の段階において、百二十五段、二百九首の定家本と同一の内容形態を有する書本が、他に当時すでに世上に流布し、或いは父俊成等からの相承の書本が右と同じ内容形態を最初から具備し、それに依拠しているものであったなら、定家の最初のころの書写本たる建仁二年本が二百十一首、伝二条為家筆本が二百十首の形態を有するようなことはおこり得なかつたはずである。このことは例えば定家の貞応二年本拾遺集千三百五十三首が、天福元年本にいたって千三百五十一首と二首減じているごとく、定家の古典校訂作業にみる経緯と、それは軌を一にするものであったのである。

事実、定家は書写本中、例えば伊勢物語武田本の奥書の冒頭に記して

合<sub>二</sub>多本<sub>一</sub>所用捨也。可<sub>レ</sub>備証本<sub>一</sub>。

とか、或いは拾遺集天福本奥書にも

以<sub>二</sub>数多旧本<sub>一</sub>校合

となしているごとくであつて、したがつて章段等に、大幅な改竄を加えることはなかつたにしろ、そこに多少の増減を施した可能性も、十分考慮しておかねばならないであらう。

そのことは例えば勢語の広本系統の大島本は、定家本と対立する六条家の顯昭本であることを証し得たのであるが、周知のごとくその顯昭本は定家本に比して、章段配置や和歌数に異同をみるばかりでなく、118 119段は「或本有之」として後の補入形式を伺わせ、115 116 117段等は125段の辞世歌章段以後に記載されている等、これらは顯昭本と同系の阿波本等との対比によつて、114段から119段の六章段は浮動していた章段であつたことが伺われ、それが定家本では125段の辞世歌章段以前に配置されているような点も、十分、吟味してみる必要を感じさせずにおかないからである。

(二)

ところで従来<sub>二</sub>の古本系諸本<sub>一</sub>は、伝慈鎮筆本と伝肖柏筆本を除き、いずれも百二十五段、二百九首を算し、その配列順序もまた定家本と同一である。伝慈鎮筆本は前述のごとく内容は武田本で、その二百八首は一首の脱落に過ぎないものであり、また伝肖柏筆本は定家本より一首多いが、その特有歌は、近來紹介された『武者小路本』および『守山八幡宮本伊勢物語抄』における定家通行本に見えない特有歌一首と同一であつて、それは前掲のごとく、定家の建仁二年本や、同じく伝二条為家筆本における(A)B歌の(B)歌の方と同一歌であり、したがつて、それらのものから採録、

乃至はその本文系列につらなるものとみなされてくるのである。

事実、定家本系において、このような事例を呈することは、例えば池田亀鑑氏があげておられる真名本系諸本中、九条本のみにこの(B)歌が存する点や、高野辰之氏蔵本は武田本奥書を持ち、武田本特質規定本文の三十七箇所にも適合する武田本でありながら、その三十六段に前記(A)歌の方を記載しているごとくである。<sup>(5)</sup>更には伝肖柏筆本と守山八幡宮本は注釈本で、行間にはすき間もなく注記文が記載され、本来、本文そのものだけの厳密な書写が意図された性質のものではなく、しかもその最大の特色たる特有歌一首が、定家本に存在するものであってみれば、そこに定家本と異なる独自の系統本を主張する根拠には到底耐えられないのである。これらの点について福井貞助氏も「伝慈鎮筆本は山田氏の言の如くむしろ武田本の性格が強く、まず武田本と認定できる」とされ、更に「肖柏本は書写も新しく肖聞抄という注本として伝存したものである以上、この本をあまり高くかうことはできないだろう」とされたのである。<sup>(6)</sup>尚また、古本系第一類の伝為相筆本、伝慈鎮為家両筆本、伝良経筆本、伝飛鳥井栄雅書入本等の諸本は、すでに根源本第二系統と命名した伝為氏筆本の考察をもつて、ことごとく、その系統下に位置するものであろうことを論証した<sup>(7)</sup>が、福井氏も前掲書で、「古本系第一類本は根源本第二類に關係深く、これに抱括してよいと考えられる」<sup>(8)</sup>と賛同を示されたのである。ところで問題が残るとされたのは古本系第四類の唯一の証本、時頼本の存在である。福井氏は時頼本と定家本との異文対照表をあげられて、その異同箇所が多く歌句に見られる点から、単なる誤記とはみなされな<sup>(9)</sup>いとされながらも、時頼本が「定家書写本の流下に属すとは言えぬが、依然として定家書写本に近いものであり、全くかけはなれた特異な本でもない事が判明するのである」と慎重な発言をされておられるのである。本稿は古本系中、性格の不明なものとして最後に残ったこの時頼本と、加えて本文上の特質を時頼本に同じくする最福寺本について

考察を加えてみたいのである。両者の本文上の顕著な共通特質点は、四十九段のそれであって、普通の通行本と比較して掲げると、

\*むかしおとこ、いもうとのいとおかしげなりけるをみりて（武田本）

\*むかしをとこ、いもうとのいとおかしききをしらべけるをみて（最福寺本）

\*ムカシオトコ、イモウトノイトヲカシゲナルキムヲシラプトテミヲリテ（時頼本）

と他のいかなる系統諸本にもみられない特異本文を具有しているのである。この本文が特に注目されるのは、源氏物語総角の巻における本文「在五が物語をかきて、いもうとに琴教へたる所の、人の結ばむと言ひたるを見て」という部分に関係してくるからである。しかし源氏物語本文は福井氏も指摘しておられるように、女一宮方に訪れた匂宮が女一宮とともに絵を見る場面の描写であって、すなわち、伊勢物語の四十九段を絵にしてある構図が、「いもうとに琴教へたる」さまになっていることにはかならないのである。源氏本文が勢語本文に即して、記述されているのであったならば、名作源氏物語にまで記されている本文を定家がそれをことさら削除する理由は、全く見出されないのである。事実、また定家のみでなく、定家本系以外の広本系諸本をはじめ、源通具本、朱雀院塗籠本、皇太后宮越後本等にもその関係本文の片鱗さえ伺われないことと相俟って、時頼本、最福寺本の本文形態は本来のものでなく、後の増変にかかるものであろうことを、自ら物語っているものといわざるを得ないのである。尚、最福寺本は欠丁部分が多いために、正確には比較が阻まれるが、現存部分のそれは定家本の形態と同一であり、時頼本の方も、定家本と章段配置その他において定家本のそれと全く一致するのである。すなわち、時頼本はその形態において、定家本のそれであり、定家本以外の他系統のものとは明らかに懸絶を示すのである。すでに考察してきたごとく建仁二年本や伝二

条為家筆本の存在によって、百二十五段二百九首の形態本が、ことごとく定家本に属し、定家本以外に百二十五段二百九首の形態を持つような通行本の存在が考えられなくなったことによって、しかも定家が四十九段の源氏関係部分の本文を削除したとはこれまた到底考えられないことにおいて、定家本の形態に一致を示す時頼本はかくて定家本そのものとみなされてくるのであり、したがって四十九段の特異本文部分は、定家本に則して増補したという考え方に重ねて導かれざるを得ないのである。すなわち時頼本は定家本の典拠、乃至は対立的位置に立つ書本のそれではなく、むしろ定家書写本系の下流に位置づけられてくるのである。勿論、如上のことを証するには更に内部的徴証が必要である。しかし時頼本と、欠丁の多い最福寺本の二本のみをもってしては、詳細な比較追求が阻まれたのであるが、その後、四十九段の特異本文部分を有する書本が更に二部、鉄心斎文庫の蔵されるところとなり、すでに昭和四十一年に被見の機縁に恵まれたのであったが、今回、前記、伝二条為家筆本の出現によって、定家の百二十五段本校訂の経緯を証し得た機会に、時頼本を始めとする如上の二本を含む四本の関係と性格を考察し、更に定家本との関係を追求し、特異本文を有するこれ等四本の伝本的位置を見定めたいと思う。

(三)

鉄心斎文庫蔵、伝二条為明筆本は縦十五・八糎、横十五・六糎の杵型本、本文一面十行、一行平均十五字詰、和歌一字下げの平均二行書、墨付本文八十二枚、奥書八枚、鳥の子料紙に書写された室町初期を下らないとみなされる箱入の一冊である。別に本文を二条為明筆とする古筆了榮の添状一通を有している。

同じく鉄心斎文庫蔵、後醍醐天皇宸翰本は縦二十三・三糎、横十五・三糎、本文一面六行、一行平均十二字詰、和

歌一字下げの二行書、墨付本文百三十五枚、緑地竜紋緞子表紙中央に「伊勢物語」と題簽、別後醍醐天皇宸翰とする古筆了音の極札を有し、書写は室町初期頃とみなされる箱入の一冊である。両者ともに四十九段の特異本文を左記のごとく有している。

むかしをとこ、いもをとのをかしけなるきむをしらむ(ふ)とて (伝為明筆本)  
昔男、いもうとのいとをかしけなるきむをしらふとてみをりて (宸翰本)

ところで時頼本の書写年代は鎌倉中期、最福寺本は南北朝期頃とみなされており、上記二本は室町初期なので単に書写年代の面からのみでは、本文系統上の先後を論ずることはできないが、しかし、同類の書本においては、大体、書写年代の古い方が比較的、原形本文に近いことの蓋然性が高いことも一応考慮しておいてよいであろう。ところで如上の四本において、四十九段の前記特異本文部分以外に、四本に共通する特異本文部分をあげてみると次のごとくなる。

章段	武田本	四本共通異文	異文に一致する他本
一〇	いるまのこほり	むさしのくにいるまのこほり	氏理相為榮肖大神阿泉塗
一一	火つけむとす	火をつけむとす	氏理為榮慈肖泉塗
一二	かけてたのむには	かけて思には	相真藤大神誠阿泉塗
一三	人のめに	人のむすめに	誠
一五	いかゝはせむは	いかゝせむ	州文真大誠泉
二一	など	かく	氏理相肖大神阿誠泉塗
二六	そてにみなとの	そてになみたの	真藤誠大

三九	くるまとみて	くるまとみなして	ナシ
三九	女のくるま	女くるま	承大神阿誠
三九	けちなむするどて	けちなむするどて	氏理相神阿
五〇	又おとこ	ナシ	相阿
七五	ゐていきてあらむ	いてあらむ	ナシ
七六	心にもかなしとや	心にもあはれとや	ナシ
七七	みまそかりけり	いまそかりけり	肖
八二	なきさのいへその	なきさのいんその	ナシ
一〇一	あるしゝたまふ	あるしまうけしたまう	真肖
一一六	よくなりけり	よくなりけり	ナシ

(諸本の略号)

氏―鉄心齋文庫為氏本 理―天理大為家本 文―天理為相本 州―九大為家本 相―伝為相筆本 為―伝慈鑿為家西筆本 承  
 ―承久本 栄―伝栄雅書入本 慈―伝慈鑿筆本 藤―藤房本 大―大島氏躰昭本 神―神宮文庫本 阿―阿波文庫本 誠―一  
 誠堂本 泉―泉州本 真―真名本 塗―塗籠本 肖―伝肖相筆本

右のごとく四本に共通する特異本文箇所を見出すが、その中でもとりわけて、39 75 76 82 116段の五例は、現存勢語伝本のいかなる系統本にも見られない特異本文であり、そのことは本文系統上における四本の強固な本文水脈の同一性を示すものであって、このことは四十九段の特異本文部分のみが、系統を異にするそれぞれの四本に、単に付記されたものでないことを有力に物語っているのである。

さて四本の関係を究明するに当り、まずその特質の一つとして、本文脱落の面についてみるに、伝為明筆本においては次記の本文部分はこれを欠くのである。すなわち四段の「ほきさいの宮おはしましける」より六段の「よはひわ



たりけるをから」まで脱丁部分を有するほかに

二段 その女世人にはまされりけり

二四段 いとねむころにいひける人にこよひあはむとちきりたりけるを

三四段 おもなくていへるなるへし

四四段 はらにあちはひて

五〇段 又おとこ

六二段 あるしに

六五段 はらへける

八七段 つとめて

九〇段 といふ心はへもあるへし

九四段 昔おとこ有けりいかゝありけむ

九六段 女身にかさひとつふたついできにけり

九六段 おはぬものにやあらむ

一一九段 全部 ナシ

一二二段 といひやれといらへもせず

一二三段 かゝるうたをよみける

右の中、119段は一章段全部存在しないが、これは書写時における目移りの結果でないかとみなされる。119段と120段

の書き出し本文は

一一九段　むかし女のあだなる

一二〇段　むかしおとこ女のまだ

となつてゐるため、傍線部分の類似性から見誤つた結果でないかと推定される。その傍証として、欠文例の24 50 65 90 122 123段の六例は、これまた同類の宸翰本にも存在していない点では一致するにかかわらず、この119段の場合は宸翰本にはたしかに存在していることがあげられるからである。

しかし、伝為明筆本の34 44段の欠文箇所も宸翰本には存在するばかりか、特に34段の欠文箇所は、欠文のままにして

あるほんにをもひくゝていえるなるへしといふ、又をもなくていえるなるへしといふ

と伝為明筆本は細記しているほどであつて、伝為明筆本の書写が必ずしも不注意や私意的改変を施す書写態度をとつていないことが伺われるので、119段が誤脱であるならば、すでにその親本の段階で生起していたものとみなしてよいであろう。特に右箇所の注記文の前半の本文に一致するのは、建仁二年定家本であり、後半部分は他の定家本系統と同一であることは注目される。

ともあれ本文欠部分からみると、伝為明筆本は他の三本の中、宸翰本に一番接近することが判明する。時頼本、最福寺本のいずれかに存在しながら、伝為明筆本と宸翰本両者にのみ存在しない24 122 123段の三例の一致がそれを物語るからである。右の本文欠部分が脱落か、それともそれを持つ他本は後の増補にかかるとあるかは慎重を要するところである。欠くとしても矛盾撞着を来たすようなことはないばかりか、2段の場合は鉄心斎文庫蔵、根源本第四系

統に属する伝為兼筆本に、24段の例も根源本第三系統に属する為相筆本に、44段は顕昭本・神宮本・阿波本・塗籠本に、50段は伝為相筆本・顕昭本・神宮本・阿波本に、65段は一誠堂伝為相本（越後本）等的一致を示しているからである。もし、右の本文を持たぬ形が原形に近いと仮定するならば、四本の中、伝為明筆本のそれが一番純度の高いものとなってくるわけである。ところが、その仮定を立ててみる時、以下のごとき事例はその反対の考え方をもたらすのである。その一つは36段における本文例である。

昔わすれぬるなめりととひこと

しける女のもとに

(A) たにせはみみねまてはえるたま

かつらたえんと人に我をもはななくに

かへし

(B) いつはりに思ふものからいまさらになか

まことをかわれはたのまむ

あるほんにこの  
うたをは入たり

右は伝為明筆本の36段部分の翻刻であるが、(A)(B)の贈答歌中、(B)歌の方は同類の他の三本には存在しないのである。末尾の細字注記文は、他本により(B)歌を補入したことを裏書きするものなのか、それとも親本に記載されている形をそのまま書写して、(B)歌が、定家本では建仁二年本と伝二条為家筆本にのみ見えるだけで、他本には殆んど存在しないことよって、そのことを注記したものなのか、はつきりしないが、既述の34段の欠文箇所はそのままにして埋めずに、他本の本文例をあげているような書写態度から推すと、少くとも、36段のこの形は、親本の形をそのまま書写

したものと考えられてくるのである。とするならば、(B)歌は同類の他の三本に存在しないことよって、伝為明筆本の親本の段階、乃至はそれ以前の段階で、補入されたものとみなされてくるわけである。また次のごとき本文例を持つていることをあげることができる。

章段	伝為明筆本	武田本
六五	しのぶることぞなかりける	しのぶることぞまけにける
六九	つかひさるべき人	つかひざねとある人
六九	ぶんとくてんわり	文徳天皇
七七	そこばくの多だにつけて	そこばくのさゝげものを木のえだにつけて
七八	人あをき	人のをなむあおき
七八	こゝろをみざる	こゝろをみせむ
一一七	下行	げぎやう

右は伝為明筆本のみが存在する固有本文箇所であるが、その本文は勢語の該当本文前後の文脈や文意に照して、誤りであると認めざるを得ないのである。このことは勢語の伝本において、高純度の書本でも僅かの誤りはさけられないうちにしろ、文意をそこなう程の誤写になると、一、二箇所程度であり、その点よりするならば、本文純度は決して高くないとはいえないであろう。それが伝為明筆本自体の誤りによるものなのか、それとも親本以前のものにすでに胚胎していた誤りであるかは決しがたいが、ともあれ同類四本の比較において、本文純度の面よりするならば、他の三本より優位する立場を認めることは困難のように思われる。

四

次に宸翰本の問題である。宸翰本が同類本中、最福寺本と本文的に最も近接することが次の例に徴して伺われる。

章段	宸翰本・最福寺本	武田本
四	ほのほのと すみわひて	よのほのほのと ありわひて
七	ナシ	いきけり
九	しりけるひとひとりもなくして	しれる人もなくて
三九	なまめくほとに	なまめくあひたに
六二	ナシ	あるしに
六五	ナシ	はらへける
六九	かけたりければ	かけたる
一〇〇	清涼殿	後涼殿
一〇四	きこえければ	きこえたりければ
一一一	われとしらなむ	それとしらなむ

右は同類四本中、特に宸翰本・最福寺本の両者に限って一致を示す箇所であって、両者はとりわけ本文系統上の水脈が極めて接近していることを伺わせるわけである。しかして宸翰本の本文純度を検討してみると、次のような面を示すのである。

章段	宸 翰 本	武 田 本
二	そをふるにやありける なにはあれとも	そぼふるにやりける 花にはありとも
三七	またとどむるいきをひなかりければ すまふち からなし	まだこゝるいきおひなかりければ とどむるいき おひなし女もいやしければすまふちからなし
四〇	かやうのみことまうすみかど	かやのみこと申すみこ
四三	かむなぎこひせじと	かむなぎよびてこひせじと
六五	まうすかりけり	申いまそかりけり
九七	下行	げぎやう
一一七		

右の本文例は、いずれも勢語本文前後の文脈・文意より推して、宸翰本の誤りとみなされるようである。例えば117段の場合は、前記伝為明筆本も同様の表記を持つが、ここは、

おほむ神げぎやうし給て

中の語句で、漢字表記をとるなら「顕形・現形」であって「下行」では下し賜う、またはその物を指すことになり、次につづく和歌の内容より推しても誤りと認めざるを得ない性質のものだからである。

更に宸翰本は、定家本と比較して左のごとく本文部分を欠くのである。

二四段 いとねむころにいひける人にこよひあはむとちきりたりけるを

五〇段 又おとこ

六二段 あるし

六五段 はらへける

七七段 それを右大将にいまそかりける

九〇段 といふ心はへもあるへし

一二二段 といひやれといらへもせず

一二三段 かかるうたをよみける

右は伝為明筆本と比較するに、伝為明筆本に欠くところの

二段 その女世人にはまされりけり

三四段 おもなくていへるなるへし

四四段 はらにあちはひて

はこれを保有する代りに、伝為明筆本に存在する

七七段 それを右大将にいまそかりける

の本文部分を欠落している。この77段の場合は、他の同類三本をはじめ、他のすべての勢語諸本に存在しているので、明らかに宸翰本独自の脱落とみなしてよいであろう。如上の関係において、宸翰本と伝為明筆本との親子関係は相互に否定されるわけである。

さて、宸翰本をもって、定家本系統の諸本と比較すると、最も各系統本の特質本文箇所的一致を示しているのは、伝為氏筆本をもって代表本とする根源本第二系統のそれである。今、その第二系統の特質本文と対校すると

章段	宸翰本・伝為氏筆本	武田本
一〇	すむところなむむさしのくにいるまのこほり 火をつけむとす	すむところなむいるまのこほり 火つけむとす
一一	君かひとりゆくらん	君かひとりこゆらん
一二	むかしおとこ女かためなかに いてていにければいふかひなくておとこ	むかしおとこかたるなかに いてていにければ
一三	またさるいやしきわさも	さるいやしきわさも
一四	おきておもひわひて	おきておもひ思ひわひて
一五	きりやたちまさるらむ	きりやちへまさるらむ
一六	むかしおほきおと	むかしおほきおほいまうちきみ
一七	うたはえよまさりければ	うたはよまさりければ
一八	人のまかりいつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	人のまかりいつるをみて

宸翰本が、根源本第二系統の特質本文に該当しないのは24段の本文中の「女」の一字が存在しないだけである。しかしこの部分は宸翰本と同類の時頼本、最福寺本には存在しているので、宸翰本の脱落とみなしてまずさしつかえないであろう。かくて宸翰本は24段の一例を除き、根源本第二系統の本文特質箇所、ほぼ完全に一致を示すことが明らかになったのである。このことは極めて重要である。すなわちその本文特質において宸翰本とまぎれもなく同類本である伝為明筆本・最福寺本・時頼本が、相互に誤字、本文欠落等の条件を負っている要素を考慮に入れるならば、宸翰本が一致を示した定家の根源本第二系統本に四本の本文の源流を見出すことになってくるからである。そのこと



をふまえて、次に宸翰本と本文の近接度の高い最福寺本を検討しよう。

(五)

最福寺本は総数八枚にもおよぶ欠丁や切り取りを持つばかりでなく、現存部分においても、主なものだけで左のごとき欠文を持つ。

五	ひとしげくもあらねと	八二	すしたまうて
七	あはひの	八二	夜ふくるまでさけのみものかたりしてあるし
九	いきけり	八三	のみこゑひていらたまひなむとす
三九	みこのほいなし	八三	うまのかみなるおきな
四〇	おとこなくくよめる	八三	みこおほとのももらてあかしたまうてけり
四〇	おやあはてにけり猶思ひてこそいひしかい	八四	宮なりけるそのはよ
四〇	とかくしもあらしとおもふに	八五	ひねもすにやます
六五	かたはなり	八七	さしいてたるいしありそのいしのうへにはし
六五	ほとけ神にも	八七	りかゝる水はせうかうしくりのおほきさにて
六五	はらへける	八九	としへける
六五	かなしきこと	一〇一	なさけある
六五	おとこいとかなしくてねすなりにけり	一〇一	もとよりうたのことはしらさりければすまひ
六九	齋宮は水のおの御時文徳天皇の御女これた	一〇八	けれとしめて
七〇	かのみこのいもうと	一一五	むかし女ひとの心をうらみて
	いひかけゝる		わかれなりけり

省略に従った細部分の箇所や、欠丁部分のものを加えれば、更に増加することは言うまでもないところである。欠丁部分はやむを得ないとしても、せめて現存部分の本文が高純度であるならば、本文比校の粗上にのせることは決して無意義ではないであろう。しかしみるごとく、欠文箇所のみでも如上のごとき有様であって、しかも注本としての性格も加わってそこに多くを期待できないことが明らかになるのである。如上の本文欠部分が、決してより原形に近い形を示すそれではなく、不注意にもとづくものであろうことは、例えば表示中の40段の場合をとってみても、その箇所<sup>の</sup>通行本文は、

とよみて「たえいりにけりおやあはてにけり猶思ひてこそいひしかいとかくしもあらしとおもふにしんしちに」  
たえいりにければ

となっているが、見るごとく、「たえいりにけり」の本文が欠落部分の前後に同じく存在することによって、目移りの結果、欠文が生じたものであろうことを伺わせずにおかないのである。

しかし欠文箇所の非常に多い最福寺本であるにかかわらず、同類三本との関係にもたらしてくれるものとして、それは次のごとき点で、ことに重要である。すなわち既述の伝為明筆本・宸翰本のそれぞれに欠文となっていた箇所、例えば、伝為明筆本の 2・24・34・50・119・122・123 段の欠文が、最福寺本には存在することであり、44 段は欠丁部分に当るため、不明であるが、宸翰本には存在するので、かくて三本相互の比較によって、三本に共通している欠文箇所は、

六二段 あるし

六五段 はらへける

九〇段 といふ心はへもあるへし

という三箇所にしぼられることになることである。この中、99段の例は、これまた最福寺本では欠丁部分に当り、ために存在していた可能性も多分に残されるわけである。ともあれ、最福寺本の欠文箇所が示すごとく、他本との比較により、後に補入された形跡が皆無であるにもかかわらず、伝為明筆本・宸翰本両者の欠文を保有することは、とりもなおさず三者の源流本において、それらの欠文箇所が存在していたであろうことを伺わせてくれる事である。

(六)

最後に時頼本の問題である。時頼本が如上の三本と、他系統のいずれの諸本にもみられない特異本文を共有すること、特に四十九段の特異本文の存在は、四本が同類のものであることを強く物語るわけであるが、今、他系統本にみられない共有特異本文を、四本全部に一致という制約より放ち、同類の他の三本に限り、そのいずれかが時頼本のみ一致する箇所をあげてみると、

章段	時頼本	武田本	一致する本
二	イマタサタマラサリケルトキ	またさたまらさりける時に	宸
一四	ヨロコヒテ	よろこほひて	為宸
一五	ムスメ	め	為宸最
二二	トイヒケレト	とはいひけれと	宸最
二三	モリキケル	もりける	宸
二六	ナミタノ	みなとの	為宸最

二八	ナリヌラム	なりにけん	最
三九	クルマトミナシテ	くるまとみて	為宸最
六九	人シケムレハ	人めしけゝれば	宸最
六九	マヨヒニキ	まとひにき	最
七五	キテ	ゐていきて	最
七六	アハレトヤ	かなしとや	為宸最
七八	キノクニ	きのくにの	為宸
八二	ナキサノキム	なきさの家	為宸最
八三	トテナクナクキニケリ	とてなんなくゝきにける	為最
九二	セウソク	せうそこ	為宸
九六	ミニカサモ	身にかさ	宸
一一六	ヨクタリニケリ	よくなりにつけり	為宸最

(諸本の略号) 為―伝為明筆本 宸―宸翰本 最―最福寺本

かくのごとく、時頼本が他の勢語伝本の一切と懸絶し、同類の三本とのみ共通性を示すことは、四十九段の特異本文の共有性と相俟って、その同類性を強く感じさせずにおかないところである。ところが時頼本は他の三本が持つ欠文部分を一箇所を除き、すべてこれを保有するのである。その一箇所とは

五〇段 又おとこ

のみである。ところが時頼本は更に他の同類三本の欠文部分に該当しないところの

七七段 たうのまへにたてたれば山もさらに

の箇所を欠脱している。右の77段の場合は同類三本に存在している点から勘案すると、時頼本独自のものであり、したがって原形には存在していたことが伺われる。また50段の場合も最福寺本には存在しているので、したがって四本相互の比較によって、それらはすべて埋められ、四本の源流的位置に立つ書本には、それらの欠文部分が、すべて存在していたであろうことを知ることができたのである。

さて福井氏が定家本と比較して、時頼本の異文が、多く歌句に見られる点から、単なる誤記でなく定家本に対立するものとみておられる点について考察を加えてみよう。その例示された歌句○印の二十六箇所中、時頼本と同類の他の三本をもって該当部分に比較すると、同類三本の本文が定家の根源本第二系統を始めとする通行本通りの本文に一致してくることに、むしろ時頼本の改変誤写等とみなされてくる箇所は、7 20 22 23 | ⑥ 27 37 39 53 54 69 | ②⑩ 70 79 | ③ 82 83 89 94 | ⑪ 109 111 125段にわたる例示本文の計十九箇所を数えるのである。右のことは必ずしも時頼本自体に行われたものとは限らず、それ以前の書写過程で加わり生じた場合も当然予想される問題である。

よって右の箇所を引いた七箇所だけが、歌句の異文例となるのであるが、それは、

章段	武田本	時頼本	時頼本に一致する書本
一三	たのむには	オモフニハ	(為宸最)相
二三	こゆらん	ユ克蘭	(宸)為理承真七
二六	みなとの	ナミタノ	(為宸最)
二八	なりにけん	ナリヌラム	(最)
六九	こよひ	ヨヒト	(為最)肖真七
七九	影を	タケヲ	(為宸)良肖真

(諸本の略号)

(為)―伝為明筆本

(宸)―宸翰本

(最)―最福寺本

相―伝為相筆本

為―伝慈鎮為家而筆本

理―大理大為家本

承―承久

本真―真名本

七―七海本

肖―伝肖柏筆本

良―伝良経筆本

栄―栄雅書入本

の七例であって、その中、23段の場合は伝為明筆本と最福寺本が根源本第二系統や通行本本文に一致し、28段は伝為明筆本と宸翰本が同様に一致を示し、69段は宸翰本がこれまた一致を示し、94段は根源本第二系統の伝為氏筆本が一致してくるのであって、このように根源本第二系統本文をもってする定家の書本に一致してくる章段を差引くと、時頼本系独自の特異歌句本文という箇所は二、三箇所となり殆んど残らない有様になってくるのである。かくて、時頼本における特異本文、特に歌句本文の異同等から、それが定家書写本下に立つことが疑問視されてきたのであるが、同類本との比較検討によって、それらの疑問は解明され、時頼本はやはり定家書写本系の流下に属す一本であり、その源流はこれを定家の根源本第二系統のそれに発することを見究めることができたのである。

かくて百二十五段、二百九首の定家本と同一の形態を有するものは、ことごとく定家校訂本に、その源流を見出すことになるのであり、したがって、右の形態本はすべて定家の校訂にかかるものたるものが、改めてここに証されることになるのである。

本稿成るに際し、貴重書の調査を御許しいただきました鉄心斎文庫主唐沢新二・美佐子御夫妻に厚く御礼申し上げます。

注

(1) 拙稿「新資料 伝為家筆本伊勢物語について」(亜細亜大学教養部紀要第十一号)

- (2) 注(1)に同
- (3) 拙著『伊勢物語の成立と伝本の研究』所収(桜楓社、昭四七・三)
- (4) 拙稿「伊勢物語皇太后宮越後本・大島本考」(亜細亜大学教養部紀要八号)
- (5) 池田亀鑑氏著『伊勢物語に就きての研究』(大岡山書店、昭九・五)
- (6) 福井貞助氏著『伊勢物語生成論』(有精堂、昭四〇・四)
- (7) 拙稿「伊勢物語古本は定家本か」文学語学十号(昭三三・一二)  
注(3)に所収
- (8) 注(6)七四頁
- (9) 注(6)に同
- (10) 注(6)に同